

おらほの



教室

税金の役割

私たちが円滑な日常生活を送るために、国・県や町が実施するさまざまな公共サービスが必要となります。国は、外交や司法など国の存立に関わる仕事を担い、県や町は、地域社会に密着した教育、保健衛生、上下水道、産業、警察、消防などの福祉や生活環境を中心とした仕事を担うという役割分担をしています。

住民は、これらの公共サービスに必要な経費を、主に国税や地方税という「税金」の形で負担しています。

つまり、税金は、「社会の一員として暮らしていく上での会費」のようなものなのです。

税金の区分

税金の種類（税目）は多くあり、性質によって次のように区分されます。

① 国税と地方税

国が課税・徴収する「国税」と、県や町（地方公共団体）が課税・徴収する「地方税」とがあります。

国 税：所得税、相続税、贈与税など

地方税：個人住民税、事業税、不動産取得税など

② 普通税と目的税

税収の使途が限定されていない「普通税」と、使途が限定されている「目的税」があります。

普通税：個人住民税、自動車取得税、軽油取引税など

目的税：国民健康保険税、入湯税など

③ 直接税と間接税

納税者本人が直接に負担し納税する「直接税」と、負担する者と納税する者とが異なる「間接税」とがあります。

直接税：所得税、法人税など

間接税：消費税、たばこ税など

④ 県税と町税

県が賦課徴収する「県税」と、町が賦課徴収する「町税」とあります。

県 税：地方消費税、不動産取得税、自動車税など

町 税：固定資産税、軽自動車税など

税金の納付期限など

「納期」とは町税を納めることができる期間のことです。これに対して「納期限」とは納期の末日のことです。納期限が土曜日や日曜日または休日に当たるときは、その翌日が納期限となります。

納期および納期限は、納税通知書に記載されています。また、各家庭に配布の「南三陸町納税カレンダー」やメール配信サービス「生活支援情報」でも確認することができます。

町税などの納付は、安心・便利な口座振替がオススメです！

納付のたびに金融機関などに行く手間が省け、自動引落しなので納め忘れもなく安心です。利用手数料もかかりませんので、ぜひ御利用ください。

口座振替日は、各税目の納期月の25日（土日祝日の場合は翌営業日）です。一度しか引落しされませんので、残高については必ずご確認をお願いします。

なお、町税（介護保険料などの料は除く）について、初めて申し込みをした人には、年間を通して納期内納付をした場合に限り、奨励金3,000円を交付しています。詳しくはお問い合わせください。

口座振替申し込みに必要な物

① 振替を希望する税目の納税通知書または領収書

② 預（貯）金通帳

③ 預（貯）金通帳の届出印

上記の3点をお持ちの上、町内各金融機関窓口で申し込みください。

（申込用紙は、各金融機関窓口に備え付けています）

申し込みに当たっての注意点

① 通知書番号が異なる場合は、それぞれ申し込みが必要です。

例えば、個人名義と共有名義の固定資産税がある場合、個人分と共有分とでそれぞれ申し込みが必要です。

② 申込用紙には、納税義務者の氏名・名称と通知書番号を必ず記入してください。

※通知書番号は、納税通知書・納付書・領収書に記載されています。

※納税義務者の氏名・名称は、略さずに記入してください。

③ 申込用紙には、振替を希望する税目および口座振替開始時期を必ず記入してください。

※上記②③の記入がない場合、登録が正しく行えず、希望どおりの振替が行えなくなります。

問 町民税務課税務係 ☎46-1372

* 今月の税 *

固定資産税…第3期

国民健康保険税…第4期

介護保険料…第3期

後期高齢者医療保険料…第3期

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

口座振替日
9月25日(月)

納付期限
10月2日(月)